

コロナ災害対応「コロナ災害を乗り越える～いのちとくらしを守る何でも電話相談会」 経営者「キャンセルや休業で4月の売り上げはゼロ」と深刻な相談

広島では2日間で216件 全国では5009件(アクセス42万件)

4月18日・19日、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、仕事や生活で困っている人を対象にした無料電話相談を実施しました。

弁護士や社会福祉士、労働組合、NPOなど全国の50団体で作る実行委員会が主催となって開催し、広島でも、18日は反貧困ネットワーク広島が、19日は広島県労連が相談担当しました。

全国統一のフリーダイヤル番号で最寄りの相談場所につながるというシステムで実施され、全国で5009件もの相談が寄せられ(アクセス数は42万件)、広島でも2日間で216件もの相談がありました。

飲食店の経営者から「キャンセルや休業で4月は売り上げがゼロなのに、家賃や公共料金はかかる。店を閉めるかどうか悩んでいる。」といった深刻な相談が数多く寄せられ、最大で100万円が支給される個人事業主向けの給付金制度や経済産業省の窓口を説明しました。

また、相談会の数日前に予算組み替えて10万円一律給付と報道があった件についても、「生活保護利用者は、給付について収入認定されますか？」という相談が相次ぎました。



広島の相談会でも電話は鳴りっぱなしでした

相談会後の4月20日、厚労省は「特別定額給付金の生活保護制度上の取扱い方針」という事務連絡で、被保護者に当該給付金が給付されることとなった場合の収入認定の取扱いについては「収入として認定しない取扱いとする」と示しました。

この相談会結果を踏まえて、一刻も早く、当事者に直接、自宅や店舗を維持確保し、生活を支えるための現金給付を、継続的に行うこと、納税や債務の弁済への猶予を求める緊急要望書が提出されました。

悲鳴のような相談内容と国への要望の数々とともに生活保護問題対策全国会議のホームページに掲載されています。

<http://seikatuhogotaisaku.blog.fc2.com>

10万円の特別給付金は、生活保護の受給者にも支給されます。受け取っても保護費は減りません

シェルター運営の4団体 市へ利用者の健康チェックなどを要請

4月20日 コロナ感染予防対策について、広島市からシェルター事業を受託している、反貧困ネットワーク広島、風の家、小さな一歩、社会福祉士会と4団体連名で広島市に対し以下の点につき要請を行いました。

広島市役所 感染予防対策も急務
管理者の



・シェルター事業所に紹介する前に、また福祉事務所やくらしサポートセンターでの面談を実施される前に、シェルター利用希望者の体温チェックなどしていただくこと

・ネットカフェやシェルターの閉鎖の場合に備え、公営施設、ビジネスホテルの確保など、しっかりと体制を整えていただきたいこと

・無保険状態の方や、短期保険証、資格証明書の交付を受けている方、国保料を滞納している方についても医療が滞りなく受けられるよう体制を整えること

などを要請しました。

2019年9月26日、福山市東町の本願寺備後教堂で、講演をおこないました。浄土真宗本願寺派は、宗門全体のプロジェクト「貧困の克服に向けて～ダーナ for World Peace～子どもたちをはぐくむために」を掲げ、課題克服に向けた運動を展開されていることから、今回、県内の子どもを取り巻く貧困問題の現状や、課題に対する取り組みについて、研修会で講演させていただきました。

全員でお経をあげたあと、教務所長の挨拶があり、その後、講師紹介をいただきました。講演の冒頭、まず以下のような説明をしました。

「当法人は、子どもの貧困問題に直接取り組む団体ではありませんが、シェルターやほっとサロンを利用される方々の大部分が、経済的にも親の愛情的にも恵まれない子どもで、大人的生活困窮者の問題について皆さんにも広く理解していただきたいと思います。」

次に、まず実態を知ってもらうため、2017年に広島県が実施した「子どもの生活に関する実態調査」（県HPで検索可）、具体的には、県内の小学5年と中学2年の生徒と保護者に対する、世帯収入、生活状況、学習の状況などについてのアンケート結果をスライドで説明しました。

・小学5年のひとり親家庭の 29.8%が生活困窮層、中学2年のひとり親家庭の 28.9%が生活困窮層。

・生活が困難になるほど、食料が買えなかった経験がある、経済的な理由で衣類が買えなかった経験があると回答した保護者の回答が高い。

・インターネットにつながるパソコン、友だちが着ているのと同じような服の所有状況については生活困窮層とそうでない層との間に 15～25%程度の差がある。

・学習塾に通わせる、年1回くらい家族旅行に行くという項目については、生活困窮層の6～8割が経済的にできないと回答している。



・生活が困難になるほど、朝食を毎日食べない子ども・保護者の割合が高く、また、食べる場合も「1人で食べる」割合が高い。

・生活が困難になるほど、（子供本人がクラスの中での順位について）「上位だと思う」（上のほう、やや上のほう、の合計）と回答した割合が低くなっている。

・中学2年について、「わからない」（わからないときの方が多、ほとんどわからない、の合計）と回答した割合は、生活困窮層では3割近い。

・生活が困難になるほど「小学3年まで」に学校の授業の内容がわからなくなった割合が高い。

・生活が困難になるほど、医療機関受診「抑制」の経験があったと回答した割合が高く、「多忙で、医療機関に連れて行く時間がなかったため」の次に、「医療機関で自己負担金を支払うことができないと思ったため」という理由が多い。

・生活困難になるほど、保護者自身の 15 歳の頃の暮らし向きについて、「苦しかった」と回答した割合が高い。

実態調査のいくつかを紹介しましたが、いかがでしたか？私はいつも説明をしながら、これまで会った方々から聞いた子どもの頃の話思い出し、その悔しさ、情けなさ、失望しないよう最初から期待しないようにしようという思いを想像し、涙が出てきます。10年間、このボランティア活動を続けてきた理由は、こうした方々を何とかしたいという思いだけです。

子どもに限らず、皆さんの周囲にいる方の小さな声、SOSを多くの方がキャッチして支援機関に確実につないで、つないだ後も見守って欲しい、できる人ができる支援をして欲しいと思います。



温かい人たちの支えで、立ち直る強さが身についた

弁護から家さがしまで、親身なサポートに感謝 34歳 男性

私が初めて『反貧困ネットワーク広島』を知ったのは、2年前になりますが、私が愚かな刑事事件をおこしたことに端を発します。

最初に弁護人の坂本弁護士と会ったのは広島大学病院の病室でした。当初は、刑事事件の国選弁護人と被疑者という立場でした。その後、反貧困ネットワーク広島の代表である秋田智佳子弁護士も弁護人に加わってくれました。

小5で母と離別 25歳の時、父が行方不明に

私は、小学校5年生のとき、母と離別して父の実家である福山市に移り住むことになりました。高校を卒業後、リハビリの専門学校に入学したのですが、勉強についていけず、3年の途中で退学してしまいました。今、振り返ってみると、当時は、自分が何をしたいのかははっきりせず、漠然と過ごしていたように思います。唯一、力を入れていたのが、パチンコ屋でアルバイトをしながらの社会人のバスケットボールでした。

21歳ころからは、同じ職場の女性と同棲し、その後、結婚しましたが、パチンコに没頭し、パチンコで稼いでは飲み歩くという生活が続き、家庭や仕事のことで悩み続け、うつ病を発症するようになりました。

25歳のときに別居し、離婚しました。実家に帰って生活するようになりましたが、ある日突然、父が家に帰らなくなりました。いろいろ探したのですが、未だに行方不明です。

反貧困ネットワーク広島シェルター利用状況
2009年5月から2020年3月末まで

年代	男性	女性	合計
10代	9	17	26
20代	120	57	177
30代	232	56	288
40代	279	68	347
50代	228	48	276
60代	150	33	183
70代	72	19	91
80代	6	5	11
不明	16	27	43
合計	1112	330	1442

単身1329名 夫婦38名 親子73名 その他2名

ほっとサロンも休業中ですが、その分食料の支援は増えています。今後は経済状況の悪化が予想され、生活に困窮される人も増えると思われます。引き続き食料などの寄付をお願いいたします。

私生活はうまくいかず 職も転々、夢も希望もなく

その後もパチンコ店で働きながら、そこで知り合った女性と生活をはじめました。しかし、パチンコ店の勤務に先行きの希望がもてず、退職して東広島市にあるマツダの下請け会社に派遣社員として勤めることになりました。ところが、彼女との生活はイライラ感があり、居心地も悪く、毎日のように口喧嘩が絶えないものですから、私自身家庭を顧みず、家庭の外に充実感を求めようとしていました。こんな私に嫌気がさして、彼女も私のもとから去っていきました。

そんなある日、夢も希望もなくなり、生きて行く元気も出ず、会社の寮の中で自傷行為をおこなってしまいました。加えて、ライターで周りのものに火をつけてしまったのです。

裁判では弁護を受けていただいた秋田先生、坂本先生はもとより、反貧困ネットワーク広島の河合さんまで証人として出ていただき『社会復帰するためにサポートする』とっていただきました。

身近に相談できる人たち 多くの人の支えを実感

反貧困ネットワーク広島の『ほっとサロン』に入りやすくなって、本当に温かい人たちと知り合い、皆さんの話を聞かなかで、苦勞しているのは自分だけではないことも知りました。この間、介護の学校も卒業し、一旦介護の仕事に就職しましたが、余りの厳しさについて行けず、結果的には退職することになりました。しかし、以前の私だったら自暴自棄になっていたでしょうが、今の私には前と違って身近に相談できる人たちがいます。多くの人たちに支えられていることを実感しています。本当にありがとうございます。こんな私ですが、これからもよろしくお願ひします。



にぎやかなサロンが
早く戻りますように

ほっとサロン休業中

6月のまちかど相談会中止のお知らせ

6月9日(火)・10日(水)まちかど生活相談会を予定していましたが、コロナ問題が収まらないため、3月の相談会に続き中止とさせていただきます。

今後の予定は以下のとおりですが、これらの相談会についてもホームページなどを通じて開催についてまたお知らせいたします。

- ・2020年9月8日(火)・9日(水)暮らしと心の相談会(弁護士会主催)
- ・2020年12月8日(火)・9日(水)年末年越し相談会(NPO主催)
- ・2021年3月23日(火)・24日(水)暮らしと心の相談会(弁護士会主催)

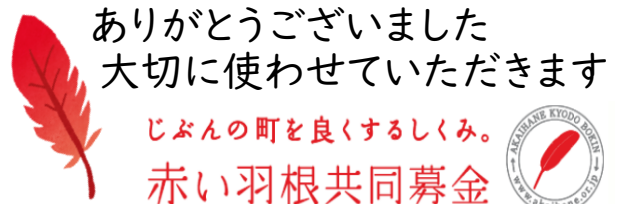
6月7日の総会は少人数にて行います 記念講演会は中止となります

京都の尾藤廣喜弁護士の講演会を総会で予定していましたが、同様の理由で延期とします。また、総会についてですが、NPO法人は毎年1回総会を開催する必要があり、また、会員全員からの書面同意により総会に代えることも困難であることから、予定通り6月7日(日)午後から広島弁護士会館において総会を開催します。

ただし、感染拡大防止の観点から多数の会員の皆様方のご出席はお控えいただき(委任状による参加をいただき)、ご意見を述べていただく方にご出席をお願いしたいと思っております。詳細については、また書面にてお知らせします。

共同募金のご報告

1月から3月に取り組んできた共同募金社会課題解決プロジェクトですが、皆様のおかげで、3ヶ月間に154人の個人団体から合計196万6,507円の募金をいただきました。



共同募金会発行の領収書送付は秋ごろになります

ニュースを見ているとコロナウイルス一色ですが、その陰で生活保護を巡ってはいろんなことが進められています▼「精神保健福祉士養成課程から『生活保護』の科目がなくなる」のもその一つです▼精神保健福祉士は主として社会福祉の立場から精神医療の分野で働くワーカーの資格です▼その養成科目から社会福祉士との共通科目であった「低所得者者に対する支援と生活保護制度」が消え、社会福祉士養成には「貧困に対する支援」が新たに作られますが、精神保健福祉士については「貧困」や「生活保護」を体系的に学ぶ科目は無くなってしまいます▼国は「生活保護」という名前が消えても様々

な科目の中で貧困者への支援を学ぶので大丈夫だと言っていますが、本当でしょうか?▼精神障害のある人は、働くことに制約を受けるため生活が困る場合が多くあります。そんな時、精神保健福祉士がきちんと生活保護制度につながり、支えていくことがとても重要です▼こういったことを確実に進めていくために、精神保健福祉士の養成では「専門性のある教員が、制度の沿革、理念、諸原則を踏まえ、実務上問題となりうる諸論点について、法律、通達、裁判例、採決例を駆使した実践的対応を体系的に教育する必要がある」(生活保護問題対策全国会議のパブリックコメント)のです。

お問い合わせ・寄付の受付など

NPO法人 反貧困ネットワーク広島
広島市中区東白島14-15 NTTクレド白島ビル7階
広島総合法律会計事務所内
電話: 082-227-8181 FAX: 082-227-1200

大手町事務所 平日10:00~17:00
電話 082-545-7709 相談専用電話 090-4890-1579

会費・寄付振込先

- 正会員(個人)年会費2,000円
- 正会員(団体)年会費5,000円
- 賛助会員(個人)年会費5,000円
- 賛助会員(団体)年会費10,000円

広島銀行 白島支店 普通 3235401 反貧困ネットワーク広島
郵便為替 01390-1-98338 加入者 反貧困ネットワーク広島

ホームページ▼

